

国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理法」という。）の施行等に伴い、国際受刑者移送法施行規則（平成15年法務省令第15号）について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

刑法等一部改正法による拘禁刑の創設及び整理法による国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）の一部改正等に伴い、国際受刑者移送法施行規則における字句の改正など所要の規定の整理等を行うもの。

3 施行日

刑法等一部改正法の施行の日（令和7年6月1日）。ただし、附則第3条の規定については公布の日。